

# 東電福島原発事故の風評被害に苦しむ農業者のみなさんへ

## 損害賠償請求ご相談会のご案内

ーこの風評被害、どうしてくれる!

泣き寝入りせずに損害賠償を請求しましょうー

今年のお正月はとても新年を喜べるような状態ではないと推察いたします。

昨年3月11日の東日本大震災は地震の規模の大きさから考えると栃木県内の家屋や施設への被害は微々たるものでした。しかし東電の原発事故による放射能汚染は日に日に深刻さを増してきております。

3月～4月にかけて、野菜・お茶のヨウ素汚染に始まって、稲わら、牛肉、しいたけの高濃度セシウム汚染による出荷自粛。野菜・麦・イネ・果樹・大豆などの低濃度セシウム汚染によって有機農業者は一般の農業者より深刻な風評被害に直面し、ボディブローのように経営を圧迫してきています。

食の安全を迫及し、地域の環境を守り、消費者に自信の持てる農作物を届けてきた有機農業者にとって、今回の放射能汚染は農薬飛散とはくらべものにならない長期間にわたる被害であり、栽培そのものを否定されるほどのものでした。本来なら3月12日から放射性物質が消滅するまで経営の全体を補償するのが、東電や国の務めと思います。

しかし東電も国もこうした対応ではなく、昨年同期と比べ、今年度の販売額がどの程度減少したかを調査し、その損害額から経費を差し引いた額を補償するという方式を採用しております。今回初めて申請する方は3月11日を起点に12月31日までの損害額の請求方法について、第1期の3月11日から8月31日までの損害賠償金を受け取った方は9月1日から12月31日までの損害賠償の請求を受け付ける、ということのようです。

放射能汚染を1日も早く解消しようとゼオライトを投入したり、用水路にもみ殻を投入したり、「大豆・なたね・ひまわりプロジェクト」を立ち上げ、除染事業を推進するなど、大変な努力をしておりますが、そうした経費については補償の対象になるかどうかはまだ検討中という状況です。

こうしたなか、以下の日程で説明会・相談会を開催いたします。急なお知らせで恐縮ですが、万障お繰り合わせてご出席ください。

記

日時 **1月19日(木) 午後2:00～5:30**  
場所 **NPO 法人 民間稲作研究所 有機農業技術支援センター**  
〒329-0527 栃木県河内郡上三川町下神主下原233-1

- 協議内容
- 1 あいさつと経過報告
  - 2 東京電力栃木県支社からのお詫びと損害賠償請求に関する説明
  - 3 参加者からの質問・疑問・意見
  - 4 今後の損害賠償請求の進め方
  - 5 その他

### 参加申込み書

(参加ご希望の方は下記にご記入のうえ、0285-53-1133までファックスしてください)

ご氏名		電 話	・	
		ファックス		
ご住所				
参加人数	人	ご意見		
		ご質問		

かみのかわ有機農業推進協議会

担当 NPO 法人 民間稲作研究所 稲葉光國